

f c t

1998. 3

vol. 17

Number. 64

GAZETTE

ガゼットは
市民とメディア
のデータバンクです

複写(コピー)は
ご遠慮下さい。

編集・発行/FCT市民のメディア・フォーラム(Forum for Citizens' Television & Media) 編集委員会 責任者・鈴木みどり
発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 講読料/年間(3回発行)¥2000(送料共) 一部¥650(送料別)

第一勧業銀行逗子支店(普通預金1425785) 郵便振込 00190-3-84097

■ 特集 1 F C T

市民のメディア・フォーラムへ

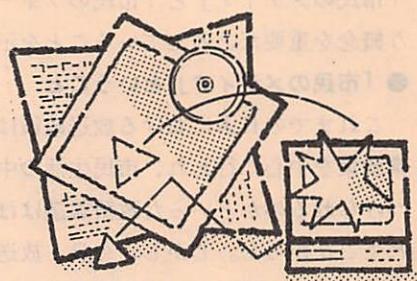
—21世紀への歩みを展望する—

1977年に「子どものテレビの会」として発足したF C Tは、子どもとテレビに関連する様々な問題をテーマに、フォーラムを開催し、実証データに基づく調査報告書を発行し、数多くの問題を提起してきた。その関心が、次第に女性、市民へと広がっていくなかで、15周年を迎えた1992年には、名称を「市民のテレビの会」と改名し、その年の11月にはフランスの視聴者グループによる「テレビ視聴者の権利憲章」を基盤として、F C T独自の「テレビ視聴者の権利憲章」を起草した。

1998年という新たな年を迎え、F C Tは再

度、その名称を「F C T市民のテレビの会」から「F C T市民のメディア・フォーラム」(Forum for Citizens' Television & Media)へと改名することにした。

この改名の理由は、一つにはデジタルテクノロジーの時代が到来し、テレビをめぐる様々な問題が、他のメディアとの関連の中で、相互作用を考慮しながら分析し、検討していくかなければ捉え切れなくなっていることがある。もう一つの理由は、私たちが行っている活動の主旨を日本語の名称にも反映させる方がやりやすいと考えたからである。



■CONTENTS■

○特集1 F C T市民のメディア・フォーラムへ —21世紀への歩みを展望する	1
テレビに関する市民の権利憲章	3
○特集2 検証・新聞各紙は「ポケモン」事件を どう報道したか	4
○特集3 F C Tフォーラム記録 子ども番組と メディア・リテラシー	14
○特集4 ひとびとの コミュニケーション憲章	15
○市民のメディア・ネットワーク	18
○データバンク国内篇	19
イラスト 市川雅美	

ここでいう「メディア」は、テレビおよびラジオ、CATV、インターネットなどの「エクトロニック・メディア」を中心に、それとの関連で、新聞、雑誌、コミックなど他のメディアも視野に入していくという意味である。実際には、この名称はF C Tの英文名称である「Forum for Citizens' Television & Media」に非常に近いものである。

この新しい名称「市民のメディア・フォーラム」の「市民」という言葉は「メディア」と「フォーラム」の両方を修飾している。これはF C Tが「市民のメディア」と「市民のフォーラム」という概念を重要だと考えていることを示している。

●「市民のメディア」ということ

これまでの日本における放送政策はほとんど産業政策を中心に行われ、市民生活の中でどう位置づけられるのかといった政策論議はほとんどなされてこなかった。しかし、今日、放送を含め多くのメディアは私たちの文化環境の一つになっている。メディアがもたらす多くの情報は、私たちの社会規範のあり方や価値観の形成に重要な役割を果たしている。

このようなメディアは、市場原理、企業論理のみに基づいて行動するのではなく、私たち市民のコミュニケーションする権利を踏まえた上で、社会を構成する市民の多様な意見を十分に反映することが必要である。また、それと同時に、メディアが公権力によって圧力を受け、自由な言論を妨げられたりするようなことも避けなければならない。

●「市民のフォーラム」ということ

以上のような「市民のメディア」を実現するためには、私たち一人一人が、メディアを市民のものとして捉え、文化としてのメディア環境をどう創っていくかを提案していく必要がある。テレビ、メディアの問題について話し合うなかで、「市民のメディア」について話し合い、議論していくひろばが「市民のフォーラム」である。

F C Tでは、創設以来、個人が性別、年齢、職業的立場、社会的地位を超えて、社会を構成する市民として、対等に語りあうひろばとして「フォーラム」を創ることをめざしてきた。今後、より多

くの人々とともに、市民の「テレビ」「メディア」とは何かを共に考えていきたい。

●「テレビ視聴者の権利憲章」から

「テレビにおける市民の権利憲章」へ

今まで述べてきたように、テレビは単にそれを視聴する人だけのものではなく、その情報が社会規範、価値観の形成に関わり、私たちの文化環境を形づくるものである。従って、テレビに関する権利は、視聴者だけでなく、広く市民の権利として捉える必要がある。このような視点に立ち、「権利憲章」についても再考し、名称と内容の一部を改定した。（次ページ）

●市民の視点からの「独立放送委員会」構想

昨年、政府の行政改革会議は、郵政省を解体して、放送政策、免許交付などの通信放送行政を行うための「通信放送委員会」の設置を提案した。政府案自体は行政改革の様々な思惑の中で突如浮上した案ではあるが、F C Tは1992年の「テレビ視聴者の権利憲章」以来、郵政省から独立した第三者機関としての放送委員会の設立を主張しており、これを機に「独立放送委員会」の設置をより真剣に検討していきたい。このような機関はまさに市民のコミュニケーションする権利をその基本理念として、放送政策を考え、実行していく機関でなくてはならない。今後、フォーラムを通してこの委員会をどのようなものに形づくっていくかを多くの人たちと共に考えていきたい。

●F C Tのホームページを開設

<http://www.mag.keio.ac.jp/~pat/fct.html>

F C Tでは、今年の2月10日にホームページを開設した。ホームページには、GAZETTEなど出版物の紹介、フォーラムのお知らせと記録、多チャンネル懇談会「最終報告」に対するF C Tの見解と提言、市民の権利憲章（和文、英文）、メディア・アクセス（国内外のメディア・リテラシー関連機関、マスメディアへのリンク集）などを掲載している。これが、会員、非会員を問わず、多くの市民が集い、活発な議論や対話が展開される場となることを願っている。

（文責・宮崎寿子）

テレビに関する市民の権利憲章

FCT 市民のメディア・フォーラムは、公共性をもつテレビに対する私たち市民のコミュニケーションする権利と責任を確認し、すべての市民がこれを共有することを提起する。

1992年11月7日

1998年1月1日改定*

第1条 表現の自由の権利

言論・表現の自由は、市民一人一人に等しく保障される基本的権利である。テレビは市民のコミュニケーションする権利を尊重し、市民の表現の場とパブリック・アクセスを保障しなければならない。

第2条 差別されない権利

市民は性別、年齢、人種、国籍、宗教、ライフスタイル、障害、職業、社会的地位に関し、テレビによって差別されない権利をもつ。この権利を保障するために、放送事業者は市民参加による放送基準およびガイドラインを作成し、これを遵守しなければならない。

第3条 反論する権利

テレビによる人権侵害、プライバシーの侵害や攻撃的態度に対して、市民は反論する権利をもつ。この権利を保障するために、放送制度の一環として、政府や放送事業者の権限から独立し、市民が参加する第三者としてのオンブズパーソン制度の創設が必要である。

第4条 情報へのアクセスの権利

すべての市民は、テレビから可能な限り多様な情報を得る権利をもつ。テレビは多元的な価値観に基づき、多様な意見、多様な文化を提示する必要がある。市民は多様性の中から、必要な情報を選択する権利をもつ。このような言論の多様性を確保するために、メディアは、その表現の自由を保障される。

市民は、また、放送行政、運営、制作、番組編成など、テレビに関わるあらゆる事柄に関する情報の公開を求め、これにアクセスする権利をもつ。

第5条 メディア・リテラシーの権利

テレビが主要な役割を果たしている今日のメディア環境において、市民が主体性を確立するために、メディア・リテラシーを獲得することは重要、かつ不可欠である。市民はメディア・リテラシーを学ぶための場を保障され、これに参加する権利をもつ。また、そのための素材として、必要な番組やCMの一部または全部を使う権利がある。

第6条 市民の権利と責任

テレビのパブリック・フォーラムとしての機能の重要性に鑑み、市民は、メディア政策、規律の策定過程全体に参加する権利と責任をもつ。これを実現するため、市民は放送の管轄を郵政省から「放送委員会」のような第三者機関に移すシステムの構想に参加する必要がある。同時に、市民の多様な声を反映させるための「市民番組審議会」を創設し、機能させる。

*この憲章は1992年に作成した「テレビ視聴者の権利憲章」を、テレビ視聴者だけでなく広く市民

の権利として捉えることの必要性から、FCT20周年を機に「テレビに関する市民の権利憲章」

と改題し、その内容についても改定したものである。

FCT 市民のメディア・フォーラム

Forum for Citizens' Television & Media

■特集2 検証

新聞各紙は「ポケモン」事件をどう報道したか

1. 新聞各紙の報道を読み解く

1997年12月16日夜、毎日記者からの突然の電話で事件の発生を知らされた。テレビの人気アニメ「ポケモン」（ポケットモンスター）を見ていた子どもたちがけいれんを起こしたり、気を失ったりと、体調の異常をうつたえて、次々と病院に運ばれてきているという。それも、東京、神奈川、大阪と、全国各地ではほぼ同時刻に救急車の出動を求める電話が相次いでいるというのだ。「こんな事件の先例がどこか他国にあるでしょうか」と記者。電話の向こうからは進行中の出来事の把握に追われる社会部の騒然とした動きが伝わってくる。

こうして翌17日朝、新聞は各紙この事件を一面トップで大きな写真をつけて扱い、社会面を中心に入大的な報道を開始した。

FCTでは、子どものメディア環境の現状からいって、「ポケモン」事件は起こるべくして起こった事件であると受けとめた。そして願ったのは、この事件が一過性で終わらず、テレビをめぐる問題の数々に警鐘を鳴らすきっかけになってほしいということだった。そうした観点から、新聞やテ

レビの報道が事件の経緯や背景をどこまで深く追及できるかと、毎日、注意深くみつめてきた。メディアのジャーナリズム機能が問われている、と考えたからである。

以下では、私たちのこのような問題意識に基づいて、新聞メディアにしばって行った「ポケモン」事件報道分析について報告する。調査期間、分析対象は次の通りである。

- ・調査期間：1997年12月17日～31日
- ・分析対象：東京本社発行の朝日、読売、毎日、日経、産経5紙の朝刊及び夕刊に掲載された全「ポケモン」事件関連記事

2. 事件を扱う紙面と報道量

各紙の分析担当者をきめ、すべての記事の大きさ（報道量）を測り、掲載日、紙面、見出しを書きだした（各紙のまとめはp9以下）。さらに、各記事の内容については要約をつくり、全取材対象者（コメンテーター）を書きだした（表2）。

それでは、まず、事件を扱う記事の紙面とその量がどうであったかを全体的にみておこう（p8の表1）。

- ・記事はどの新聞でも社会面に集中しており、一

表2 「ポケモン」事件報道に登場する
コメンテーター

メディア

テレ東：日／一木豊同社長：毎日産／浦本紘同広報部長：朝読毎日産／森広成同編成専任局長：朝毎日産／同広報部：毎／岩田圭介映画部副部長（ポケモン制作者）読日／同視聴者センター：毎／児島尚文同センター部長：朝／同男性局員：毎／同女性局員：毎／同幹部：日
小学館プロ担当者：朝／メディア事業部：日／紀伊高明同TV企画部長：読毎／盛武源同企画部：産／同TV企画部：産
大手アニメ制作関係者：朝
アニメ制作会社スタッフ：毎

小森隆之CGクリエーター：毎
今西紘史任天堂広報室長：朝日
山内博任天堂社長：産
奥村靖東日本放送報道制作部長：毎
日テレ：毎／日テレ広報部：朝
テレ朝広報課：朝
TBS広報部：毎
海老沢勝二NHK会長：毎／広報室：朝毎／河野尚行同放送総局長：読産／村上憲一同ファミリー番組部長：毎
神田卓司コンピュータエンターテイメントソフトウェア協会専務理事：朝
小松崎拓男NTTインターネットコミュニケーション・センター学芸課長：朝

面トップ記事の扱いと合わせ、各紙がこの問題を重大な社会的事件として認識していることがわかる。それは、この事件を全紙が一面下コラムで（読売は夕刊）、また日経を除く4紙が社説で取り上げていることからも明らかである。

- ・社会面以外では、量的には少ないとはいえ、メディア欄、生活・家庭面、総合、芸能文化、国際、投書欄、地方版などでも扱っている。

- ・全報道量は大きい順に朝日、毎日、読売、産経、日経となっているが、前3者の報道量はさほど変わらない。日経の報道量は極端に少なく、すべての記事が一面（コラム含む）と社会面で扱われている。事件当事者のテレビ東京が系列局であるとはいって、これほど極端に系列化の問題が紙面にあらわれるとは、驚きである。

- ・写真を多用しているのは朝日13本と読売11本、毎日は記事量に比べ5本と少ないが1枚当たりの面積は大きい。カラー写真も各社に。

- ・掲載日と記事量の関係をみると、各紙いずれも17～18日両日に調査期間中の全記事量の50%強を投入している。その後、20日頃まで関連記事を6～3本、2日ほど沈黙した後、23～27日間にまた比較的小さい記事を毎日載せている。これでほぼ終息するが、暮の31になると日経をのぞく4紙に小さな関連記事が再度登場する。なお朝日の場合は、25～31日のほぼ毎日、論壇、社説、社会面などでこの問題をかなり大きく扱っている。

氏家一郎民放連会長・日テレ社長：朝毎
民放連：日／田部長衛門同副会長：毎／武田圭策
同放送基準審議長・北海道放送社長：産
広瀬英明フジ広報局長：朝
相原博之第一企画生活研究センター副部長：朝
カルチュア・コンビニエンス・クラブ社：朝
横手伸正CGプロデューサー：朝
掛須秀一映像処理技術者：朝
三浦卓嗣「コロコロコミック」編集長：朝
渡辺隆史「アニメージュ」編集長：読
日本アニメーション社員：読
J R 東日本企画担当者：朝
旭通信社関係者：朝
松本理人東京ムービー新社制作統括部長：産

3. 記事に登場するコメントーター

ここからは、記事内容の分析に入る。その手掛かりとして、それぞれの記事で取材に応える形で発言している人、あるいは署名記事の書き手（コメントーター、と総称）に注目した。

「コメントーター」は一般に、私の経験からいつても、一方的に電話をかけてくる記者に30分、長くなると1時間かけて説明したり意見を述べたりする。しかし、紙面に載るのは、そのごく1部、それも記事全体の構成に則して記者の手でまとめられたものである。したがって、少数ではあるが各紙に登場する署名記事の書き手と一緒に扱うことには、厳密にいえば問題がある。だが、報道内容は記事をつくる際に誰を取材するか、誰が執筆するかの選択に大きく左右されるから、その意味では、両者はいずれも各紙の報道姿勢を読み解くうえで重要である。

- ・全記事に登場するコメントーターは総勢213名になるが、それを発言する立場を基準に6分類した（表2）。この表を数字でまとめると、①メディア73（朝日20読売10毎日23日経9産経11）②行政8（朝2読2日2産2）③医療関係45（朝5読15毎12日5産8）④他領域研究14（朝3読4毎3日1産3）⑤文筆業9（朝1毎3産5）⑥子ども・親など64（朝8読9毎28日3産16）となる。（同一人物が同じ新聞に複数回登場する場合も1名とカウントした）

- ・全体的には、メディアによる事件だから当然と

シンエイ動画：産

以下記者・読売：井川陽次郎、長井好弘、吉田典之、島田範正、毎日：荻野祥三、伊藤和史、伊藤智永、小野博宣、勝田友巳、高野聰

行政

都初等教育指導課：朝

品川万里郵政省放送行政局長：朝読日産

郵政省放送行政局：産

ソムサック・タイ副文相：読

マカリ－米大統領報道官：日

医療関係

公立昭和病院看護婦：朝

前田泰史福岡市・こども医院長：朝読毎産

舟塚真東京女子医大小児科助手：毎

はいえ、メディア関係の人物が多い。特に多いのは朝日。記事の多くをメディア界の事情に焦点をあてて構成しているからだが、人物の肩書き、市民の数の少なさなどの要素とあわせて読むと、啓蒙的傾向が強いといえそうだ。

・医療関係が多いのは読売。他紙と異なる独自の人物を多く取材しており、F C Tの立場からの発言を含め医療以外の研究領域への取材も（この視野が全紙で不足しているとはいえる）他紙に比べると多い。反面、メディアへの取材は、上の数字は署名記者4名を含むので実質6名にすぎないから、十分とはいがたい。

・毎日の特徴はコメントテーター数が多く、署名記者も6名（メディア23に含む）と多いこと。「子ども・親」の半数強は被害状況の独自調査（かなりお手軽、18日）に登場する。署名記事は事実報道に終わらず市民サイドからの問題意識を明確に打ちだした内容のものが多い。

・コメントテーターのジェンダーについても一言触れておく。全体的に男性が圧倒的に多い。殊にメディアと医療関係ではテレ東局員（毎）神経小児科医（読）を例外にすべて男性。対照的に、取材される「子ども・親」では主婦、母親と女性が多く、男性の2倍以上となっている。これらの数字がなにを意味しているかを読み解く必要があるが、ここでは紙幅がないので省略する。

4. メディア欄、生活・家庭面の姿勢

関亭桐生看護大教授：毎

福山幸夫埼玉医大客員教授：朝

山内俊雄埼玉医大精神神経科教授：読毎日産

高橋剛夫仙台市八乙女クリニック院長・精神科医
朝読毎日産

清野昌一国立療養所静岡東病院・てんかんセンター
名誉院長：朝読日産／八木和一同病院院長：読日/
井上有史同病院臨床研究部長：毎

高瀬守一朗慶應病院精神科医：読

松下正明東大医学部教授：読

桐野高明東大病院脳神経外科教授：毎

大田原俊輔岡山大医学部名誉教授：産

山田富美男大阪府立看護大・生理心理学：読

熊谷公明神奈川リハビリ病院小児科部長：読

メディアを社会的文脈で取上げる欄として各紙で定着してきた感のあるメディア欄だが、「ポケモン」事件を扱ったのは朝日20日、読売24,31日、産経23,24,31日の3紙。一方、生活・家庭面での関連記事は朝日18日、読売19日の2つである。

生活・家庭面の記事は、ポケモンショック（読）ポケモンパニック（朝）の親たちに向けて、いずれも“家庭でできる自衛策”（読）を整理して示す内容である。医師による解説の後、ゲームソフト業界が警告文で対応していることを述べ、読売は女性研究者の言葉「制作者や送り手の良識が必要」でまとめている。一方、朝日は子どもの親4名（1名を除き年齢つきで主婦と記載）の発言を並べているが、その内容は「気にはしていたが」「早く原因が知りたい」「親が選べばいい」（この発言のみ氏名不詳）「判断できる指標を作るべき」というもの。

メディア欄は三者三様である。産経は23日に医療関係者の寄稿で「ポケモン」映像を医学的に検証し、24日には米メディアからの情報2と文化放送の番組中に「ポケモンやめないで」のFAXが母親からも多数きたという情報紹介。米情報のひとつはUSAツーデー紙の日本アニメ批判記事の翻訳。読売では、この記事を23日総合面で紹介し、メディア欄31日には「日本アニメたたきはナンセンス！」と、同記事への反発がアメリカで広がっている模様を伝える。同紙24日は「注目集める英

千葉市・千葉脳神経外科医院：毎

東京都・太陽こども病院当直医：毎

二瓶健次郎国立小児病院神経科医長：毎

大沼悌一国立精神・神経センター外科部長：毎

古山寿郎日本てんかん協会事務局長：毎

繁友律子都立府中病院神経小児科医：読

三浦寿男北里大医学部教授：読

山吉滋大阪府立病院医長：読

白山鴻鍵大阪・病院長：読

井上英雄岡山済生会病院小児科主任：読

吉川武彦国立精神神経センター

精神保健研究所長：読

町沢静夫精神科医：産

大阪市救命救急センター当直医：産

真弓定夫小児科医：産

国基準」として、同基準を1部引用しながらアニメ業界の戸惑いぶりを紹介する。「ゲームソフトは売れ行き好調」の記事も併載。

朝日は「テレビ番組の背後に、思惑が複雑に絡み合って肥大化した人気キャラクター市場がある」と、メーカーと広告代理店を取り上げ、業界の構図を解説する。テレ東調査団米英へ、NHK・民放連ガイドライン作成へ、の情報も。

この朝日記事は、読者にはわかりにくい業界の動きを掘り下げ、事実として伝えてはいるが、さらに突っ込んで市民の視点で事件を究明する姿勢とは一線を画している。

5 市民の視点、市民の発言

子どもの人気アニメ「ポケモン」をめぐる事件ということで、どの新聞も多くの子どもや親の声を載せている。取材される子どもや親（大半は母親）の多くは、被害にあった状況の説明を求められたり、他のアニメに比べて暴力や流血場面がなく安心、というような情緒的反応を返す役割で紙面に登場している。好きだから放送をやめないで、親のしつけが問題でポケモンは悪くない、というのもある。どの発言も短くまとめられ、記事のなかでは全体として「ポケモン」応援歌になるよう構成されている。

コメントーターの「子ども・親」に振り当たられているもうひとつの役割は、メディアを非難し、早急な原因究明を求めたり「放送内容のチェック

を徹底してほしい」（読売、投稿欄）と他力本願的な“お願い”的な声をあげることである。そのような声をバックに郵政省や厚生省、文部省などの行政当局が「指導」にのりだす、という風式である。今回の報道では、“応援歌”的な声が圧倒的に強くなっているとはいえ、行政各省の動きも連日大きくとりあげられている。

“応援歌”であれ、他力本願的な“お願い”であれ、それらは、テレビのニュース番組でよくみかける“街の声”的構成に似て、ステレオタイプな役割分業観に基づいている。それを読み解くことで、この両者とは異なる市民の声、市民の視点とは何かを考えることができる。

たとえば、「アニメの制作にはアニメ技術に精通した良識の持ち主があたるべき」と投稿するフリーランス（読売）。記者の署名つきでまとめて書かれた「待たれるデジタル時代の基準」の囲み記事（毎日）。この記事では、放送番組基準をめぐるさまざまな動きをまとめながら、民放連の放送基準を具体的に引き、「厳密に解釈したら今の番組のかなりが落第する」と、婉曲にではあるが批判している。さらに、より重要なのは、このアニメがなぜ、それほど子どもたちの支持を集めているのかについての究明である。それには番組内容分析が不可欠だが、この問題意識は調査期間中の新聞には完全に欠落していた。

（まとめ 鈴木みどり／新開清子）

不二門尚阪大医学部神経眼科：日

他領域研究

W. グラフ・ワシントン大・小児神経学：朝

松本俊夫京都造形大・映像論：朝毎

野田正彰京都造形大・精神病理学：毎

鈴木みどり立命大／FCT・メディア論：読

内田信子お茶大・発達心理学：読

香山リカ精神科医：朝読産

河口洋一郎筑波大芸術系・電子画像：毎

鈴木務日本工業大・電気電子工学：日

田島泰彦神奈川大・メディア法：産

W. テオドール米国全国神経障害発作研究所：産

渥美義賢国立特殊教育総合研究所

文筆業

岡田斗司夫オタク文化評論家：朝

松尾羊一放送評論家：毎

茶本繁正マスコミ評論家：毎

おたっきー佐々木文化放送パーソナリティー：産

柳生すみまろエンターテーナメント評論家：産

呉智英評論家：産／麻生千晶作家：産

曾野綾子作家：産

立川志の輔：毎

子ども、親など

朝日：主婦33歳大宮市／小学男9北九州市／小学

女12同市／主婦33足立区／主婦29八千代市／主婦

渋谷区／以下投書・会社員男36国立市／小学男9

表1 「ポケモン」事件報道・報道量

1997.12.17~12.31 (東京本社版)

新聞名 掲載面・欄	朝日新聞				読売新聞				毎日新聞				日本経済新聞				産経新聞				
	朝刊	夕刊	計	%	朝刊	夕刊	計	%	朝刊	夕刊	計	%	朝刊	夕刊	計	%	朝刊	夕刊	計	%	
一面 本面段cm	1	1	2		2	1	3		2	1	3		0	1	1		1	1	2		
	78	81	159	6.8	117	55	172	8.5	254	36	290	13.5	0	24	24	2.9	147	60	207	11.4	
社会	8	9	17		7	6	13		10	6	16		7	5	12		8	0	8		
	670	909	1579	67.9	667	539	1206	59.8	865	686	1551	72.4	493	259	788	94.2	927	0	927	51.2	
コラム	1	0	1		0	2	2		1	1	2		1	0	1		1	0	1		
	30	0	30	1.3	0	38	38	1.9	36	5	41	1.9	24	0	24	2.9	27	0	27	1.5	
社説	2	0	2		1	0	1		1	0	1		0	0	0		1	0	1		
	88	0	88	3.8	52	0	52	2.6	50	0	50	2.3	0	0	0	0	42	0	42	2.3	
論壇など	1	0	1		0	0	0		1	0	1		0	0	0		1	0	1		
	88	0	88	3.8	0	0	0	0	44	0	44	2.1	0	0	0	0	44	0	44	2.4	
総合・国際	0	0	0		3	0	3		1	0	1		0	0	0		0	3	3		
	0	0	0	0	128	0	128	6.3	20	0	20	1.0	0	0	0	0	0	246	246	13.7	
メディア欄	1	0	1		3	0	3		0	0	0		0	0	0		5	0	5		
	184	0	184	7.9	189	0	189	9.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	200	11.1
家庭・生活	1	0	1		1	0	1		0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	
	105	0	105	4.5	119	0	119	5.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
芸能・文化	0	2	2		0	1	1		0	0	0		0	0	0		0	1	1		
	0	58	58	2.5	0	40	40	2.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	1.4	
投書 (ラ・テ欄を含む)	2	0	2		4	0	4		2	1	3		0	0	0		2	0	2		
	34	0	34	1.5	80	0	80	3.9	35	20	55	2.6	0	0	0	0	74	0	74	4.1	
地方版	0	0	0		0	0	0		1	0	1		0	0	0		1	0	1		
	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	90	4.2	0	0	0	0	16	0	16	0.9	
計	17	12	29		21	10	31		18	9	29		8	6	14		20	5	25		
	1277	1048	2325	100.0	1352	672	2024	100.0	1394	747	2141	100.0	517	319	836	100.0	1477	332	1809	100.0	
写真	白黒	6	6	12		7	2	9		2	2	4		3	1	4		4	1	5	
		173	144	317		175	86	261		113	88	201		45	14	59		95	16	111	
カラ一	0	1	1		1	1	2		1	0	1		0	0	0		1	0	1		
		0	24	24		14	27	41		50	0	50		0	0	0		34	0	34	
計	6	7	13		8	3	11		3	2	5		3	1	4		5	1	6		
		173	168	341		189	113	302		163	88	251		45	14	59		129	16	145	

横浜市

読売：主婦36台東区／会社員57習志野市／小学男8千代田区／小学女7千代田区／母親42江戸川区／主婦42／以下投書・主婦42／フリーアニメーター男37／フリーター女18

毎日：小学男10世田谷区／中学男14埼玉県桶川市／主婦38松戸市／主婦34保谷市／母親杉並区／中学男1佐賀県／中学男14埼玉県／小学女12埼玉県／小学女12千葉県／小学男10神奈川県／小学女11山梨県／小学女11岐阜県／小学女10神奈川県／小学女10群馬県／小学男9神奈川県／小学女9埼玉県／

小学女8長崎県／小学女7茨城県／小学女8福岡市／小学男7横浜市／保育園児4横浜市／父親／親／以下投書・高校教師男38神戸市／小学女8福岡市／学生女19埼玉県上尾市

日経：視聴者3名

産経：母親文京区／母親千葉県野田市／母親32京都府木津町／母親35千葉県君津市／祖母62君津市／母親46君津市／幼稚園児たち横浜市／母親40千葉県柏市／中学女12柏市／女性横浜市／母親／女性保谷市／母親君津市／男性埼玉県新座市／以下投書・自営業男38／精神科医男48

「ポケモン」関連記事の流れ

注: ©はコメントーター、内容の要約は省略
段cm=記事の横幅(cm)×たて(段数)

<朝日新聞>

17日朝刊

一面 「ポケモン」見て体に異常78段cm/T V番組
小学生ら400人以上/ポケットモンスター

社会 ①電腦時代の新現象(横)108段cm、写真(ポケモン画面)42段cm/過去にはテレビゲームで/視聴率18%強も/この日のあらすじ©浦本紘テレ東広報部長他1名

②牙をむいたアイドル怪物(横)176段cm、写真(浦本広報部長記者会見)56段cm/意識不明や吐き気続々ファミコンで発作と類似?/夢中になり興奮?視聴者語る©公立昭和病院看護婦他1名

17日夕刊 **一面** 光の点滅に反応か81段cm/「ポケモン」見て異常(横)/100人以上なお入院©都初等教育指導課

社会 ①効果狙い点滅多用(横)152段cm、写真(問題シーン2枚)36段cm/制作側「思いがけぬ事態」/「ゲームと番組何も関係ない」任天堂/「テレビ誘発発作」米では症例©小学館プロ担当者他4名

②「10秒ぐらい目がしみた」(横)196段cm、写真(テレ東に報道陣)42段cm/テレビ「ポケモン」/子ら「大丈夫だった?」朝の学校でもちきりに/戸惑うTV関係者/症状を訴え、病院に運ばれた人数/調査チームを設定©小3男他5名

18日朝刊 **一面** 天声人語30段cm

社説 「ポケモン」ショック60段cm

家庭 ハイテク娯楽に要注意(横)105段cm、写真(ポケモン関連商品が並ぶ店頭)12段cm/ポケモンパニック/「画面に近づきすぎない」/医者は/業界は/親たちは©主婦33・足立区他6名

社会 ①異常誘う条件重なる72段cm/映像、極めて強烈/専門医ら分析(横)/「光の刺激で発作はまれ」てんかん協会が見解/小児科医らも調査チームに、テレビ東京が方針/民放連調査へ©高橋剛夫小児科医・精神科医等共同研究班精神科医他3名

②一線超えた? 刺激志向(横)189段cm、写真(テレ東「お願い」テロップ)39段cm/画像の高速切り

替え「ポケモン」以前から/CM、脳波で効果測定も/NHKアニメでも、今年3月4人発作/郵政省局長が常務呼び聴取/病院に運ばれた人数©品川万里・郵政省放送行政局長他2名

18日夕刊 **社会** 録画見て42歳失神55段cm/「ポケモン」/ネットに「売って」掲示も/全国チェーンレンタル中止©カルチュア・コンビニ・クラブ社

芸能 「映像管理しっかりと」54段cm、写真(主人公登場場面)10段cm/ポケモン騒動制作の現場は©松本俊夫・京都造形芸術大学副学長他2名

19日朝刊 **社会** ポケモン放送中止55段cm/テレビ東京アニメ番組全調査へ/琉球朝日も放送中止/異常原因探る研究班を発足、厚生省/ソフト業界に「刺激、配慮を」通産省

19日夕刊 **社会** 英は「ちかちか」禁止38段cm/ポケモンテレビ制作規定、4年前CMで被害/再発の防止へガイドライン、NHK・民放連作成へ

20日朝刊 **投書欄** 番組の中止は子供を裏切る22段cm(会社員36・国立市)

地方版投書欄 ポケモン放送中止しないで12段cm(小学男9・横浜市)

社会 メディア欄 人気に相乗り、市場膨らむ(横)184段cm、写真(ポケモン関連商品)21段cm/キャラクター商品狙うTV、おもちゃ、食品……(横)/ポケモン騒動/メーカー漫画掲載売り込み/広告代理店、企画发掘持ち込む/メンバーを米英に派遣、テレビ東京調査チーム/ガイドライン作成へ検討会、NHK・民放連/番組制作作者ら参考人招致へ24・25日に衆参通信委/再発防止へ検討会設置郵政省©三浦卓嗣コロコロコミック編集長他2名

23日朝刊 **社会** アニメ制作基準を示す24段cm/テレビ東京、広告代理店などに/ポケモン休止、年末・年始も

24日朝刊 **社会** 「ポケモン映像」応用新兵器を米口開発? 10段cm/米誌報じる

25日朝刊 **社会** 埼玉で1万5000人36段cm/ポケモンで異常の小中学生、県教委調べ/民放連が検討組織、

映像表現めぐり

25日夕刊 **社会** シリーズポケモンが光ったヨ119番受信ランプは光り続けた（横）180段cm、写真（子どもたちの「やめないで」の投書）30段cm／ポケモン見て倒れた？医師はTV局に電話した／一人、また一人…倒れた時刻も同じ

26日夕刊 **社会** ①ビデオを見せた教諭に口頭注意12段cm／横浜の小学校

②シリーズポケモンが光ったヨ未経験の何か、起きている（横）128段cm、カラー写真（ポケモングッズの並ぶ店内）24段cm／光刺激の専門家は警鐘

芸能 97年を振り返って記者座談会の一部4段cm

27日夕刊 **社会** シリーズポケモンが光ったヨこれだけの被害「放送は無理だ」132段cm、写真（ポケモンを身につけた子ども）16段cm／TV局側電話に頭下げ続け

29日朝刊 **論壇** 「ポケモン事件」防止のために・高橋剛夫88段cm、写真（筆者の顔）3段cm

30日朝刊 **社説** 「ハマった」この一年28段cm／危険を転機に／ポケモンのメッセージ

31日夕刊 **社会** 回顧97年の一部16段、写真（ピカチュウ）10段cm／ポケモンTVで入院騒ぎ

< 読売新聞 >

17日朝刊

一面トップ 子供 500人けいれん81段cm／TVアニメ「ポケモン」爆発場面／全国的に被害（横）郵政省が事情聴取へ／都道府県別被害者状況／ポケモン◎繁友律子・都立府中病院神経小児科

社会 TVの前突然バッタリ（横）210段cm、写真 2枚（ポケモン画面、ポケモンの人形）48段cm／ポケモンパニック／強烈な光の場面で「イスごと倒れて失神」／例ないほどの発祥数／原因究明を急ぐ◎浦本紘 他5名

17日夕刊 **一面** 「ポケモン」被害689人に55段cm／郵政省テレビ東京、午後聴取／都道府県別被害者状況

一面 よみうり寸評19段cm

社会 ①子供への影響調査98段cm／テレビ東京（横）ポケモン16日視聴率は16.5%／制作会社「緊迫感出

すため赤、青を点滅させた」「手法変わらずどうして…」1271名が症状訴え、横浜市教委／都教委が被害調査、◎紀伊高明小学館プロダクションTV企画次長他 3名

②広がるポケモンパニック（横）210段cm、写真（小学校の教室）42段cm／発生、なぜ一斉に／光過敏性てんかん／後遺症はないが…念のために検査を／ビデオで見た子供の被害も／クラスは話題持ち切り／不安を訴える母親の声次々◎三浦寿男・北里大医学部他10名

18日朝刊 **一面** 1万人異常訴え36段cm「ポケモン」（横）各地の教委調査・郵政、テレビ東京聴取◎品川万里

総合 『特異な症状ではない』56段cm／ポケモン発作／精神医学者が警告／「映像情報と健康」医学的研究が空白／視覚刺激に過敏4000人に1人◎吉川武彦他 4名

社説 技術革新に潜む「危険」解明を52段cm

投書欄 「ポケモン」被害の再発防げ7段cm（主婦42歳）

社会 ①目回る視点の移動・色の激変で疲労感・井川陽次郎（同紙記者）56段cm、カラー写真（16日放映の1場面）14段cm／ポケモン録画を記者が体験

②放送界もポケモンショック（横）160段cm、写真（テレ東森広成編成専任局長）36段cm／調査終了まで放映中断／今年3月NHKアニメでも発作／ビデオ貸し出し中止も／中国でも報道／都道府県別被害表◎河野尚行NHK放送総局長

18日夕刊 **一面** よみうり寸評19段cm

社会 ポケモン大人 2人も異常36段cm／てんかん協会が要望

19日朝刊 **生活** 映像「光刺激」自衛を（横）119段cm、写真（「ポケモン」画面）20段cm／ポケモンショック／「チラツキ」目をそらす／TVから2㍍には離れて／体調の悪い時は見ない◎熊谷公明他1名

社会 “ポケモン発作”解明へ（横）162段cm、写真（会見後記者に囲まれる浦本紘広報部長）30段cm／150症例を医学的に調査／画像の影響見極め／当日の体調も・厚生省が研究班／特例的に保証実施・生協連の共済／放送界は演出面調査◎山内俊雄

20日朝刊 **国際** 「ポケモン」アニメ・タイ、輸入禁

止検討（横）21段cm／他の番組の検閲強化も◎ソム
サック・タイ副文相

社会 視聴者の皆様へ38段cm

23日朝刊 **総合** （ジャパンウォッチ）「ポケモン」
被害・反響大きく51段cm／地下鉄サリン以来の奇妙
な事件「うさぎ小屋」も原因

投書欄 ①アニメ制作に良識は不可欠18段cm（フリー
アニメーター男37）

②テレビ見る位置近くないか24段cm（フリーター
女18）

24日朝刊 **メディア欄** ①注目集める「英国基準」
(横) 長井好弘、吉田典之（同誌記者）123段cm、
写真2枚（アニメ制作現場、ITCのガイドライン）
41段cm／アニメ業界に広がるポケモンショック／ITC
作成／点減など細かく規定／日本の制作会社・
取り寄せ検討始める◎清野昌一

②ゲームソフトは売行き好調33段cm／電気街・事件
後も品薄／ファン・大半は「擁護派」

24日夕刊 **総合** (モニター)表現基準の明確化を40段
cm／点減映像で体調異常◎鈴木みどりFCT・立命
館大

社会 テレビ東京社長が陳謝53段cm／ポケモンニア
メ／衆院委で参考人質疑

25日夕刊 **社会** さあ冬休み（横）70段cm、写真（終
業式後の小学生）44段cm／お年玉ゲットだぜ!?

26日朝刊 **社会** 刺激的な光で放送中止、NHKで1
件15段cm／参院委で報告

26日夕刊 **社会** 脳の視覚神経が混乱72段cm、カラー
写真（ポケモン視聴時の脳の状況）27段cm／ポケモ
ン点滅シーン／血流量アンバランスに／実験で解明
◎渥美義賢

27日朝刊 **社会** 3月までに中間報告25.5段cm／「ポ
ケモン」／郵政諮詢機関・神経への影響調査／小中
学生千人調査へ厚生省研究班

テレビ投書欄 「映像のあり方」見直すよい機会31
段cm

31日朝刊 **メディア欄** 「日本アニメたたきはナンセ
ンス！」（横）島田範正（同紙記者）33段cm／英國
紙のポケモン報道米のファンが抗議

<毎日新聞>

17日朝刊

一面 子供500人以上に異常（横）200段cm、カラー
写真（問題の画面2枚）50段cm／TVアニメ「ポケ
モン」／画面からせん光／全国で被害続出／頭痛や
目まい訴える。都道府県別病院への搬送者数一覧表/
「ポケモン」のことば解説◎桐野高明

社会 全国に「ポケモン」パニック（横）220段cm、
写真（プロダクション事務所で画面を見る社員）33
段cm／「まるで乗り物酔い」せん光画面「いつもと
は違った」／ビデオ見ても被害◎二瓶健次郎 3名
17日夕刊 **一面** 「ポケモン」パニック被害650人以
上に（横）36段cm／郵政省TV東京から午後聴取

社会 ①『光の刺激 究明急げ』168段cm、写真テレ
東ロビーに並ぶ「ポケモン」グッズ40段cm／専門家/
「私は警告していた」／発作事象を調査中 今春か
ら日本てんかん学会／ことばの説明・光過敏性てん
かん／◎高橋剛男他 5名

②家庭、教室に衝撃 ポケモンパニック（横）216
段cm、写真（記者会見の広報部長）48段cm／学校側
一斉に被害調査、厚生省、対応手探り／病院への搬
送者数一覧表◎河口洋一郎 他 3名

18日朝刊 **一面** ポケモン来週、休止の公算54段cm／
テレビ東京 郵政が聴取／入院は200人越す◎森広成
一面 余祿 24段cm

社会 ①「ピカチュウ」好きだったのに・高野聰
(同紙記者)「ポケモンパニック」（横）168段cm、
写真（事情説明で郵政省を訪れたテレ東常務と総務
部長）80段cm／女児「まだ目が痛い」／潜在的な被
害は広範囲／テレビ東京会見で謝罪／都道府県別病
院への搬送者一覧表◎幼稚園児の母親他 1名

②NHKのアニメでも（横）56段cm／3月子供 4人
がけいれん？／研究会発足／「光誘発作」可能性
を指摘／ESGS研／てんかん協会が報道機関に要
請◎山内俊雄他 1名

18日夕刊 **一面** 近事片々 5段cm

社会 大画面TVは離れて見よう184段cm／「ポケモ
ン」パニック…被害者アンケート／でも「今後も
見たい」／被害者が番組を見ていた際の環境と症状
(表) 17名(4才から14才)の症例◎小学3年父親

他 5名

19日朝刊 [社会] ①アニメ放映基準作りへ120段cm／「ポケモン」パニック／民放連もNHKも／厚生省が研究班◎田部長右衛門・民放連他 3名

②「ポケモン放映やめないで」子供の電話殺到119段cm／テレビ局関係者、困惑／再発防止へ検討会発足／NHK民放連来年3月までに指針／郵政省も検討会/24、25日に審議、集散の通信委◎テレ東男性局員他 3名

[社会] ポケモン当分休止 6段cm

[地方版] ピーピングしのすけのふしあながら世間・立川志の輔90段cm／保存版ポケモンリスト

20日朝刊 [投書欄] 「映像過多の子供は想像力が低下」17段cm（高校教員男38）

21日朝刊 [社説] 「ピカチュウ」からの警告を50段cm

23日朝刊 [社会] ポケモン当分中止16段cm

24日朝刊 [社会] ①4秒で変色106回（横）・伊藤和史、藤田友巳（同紙記者）120段cm／「ポケモン」のシルエットのイラスト（記事に重ねて）12段cm／検証「ポケモン」パニック／きょう国会で集中審議・ヤマ場に明滅集中 英国基準の3倍越◎村上憲一部長他 1名

②光線点滅……米露は武器に応用？！16段cm

24日夕刊 [社会] 「ポケモン」パニック被害に「知識あった」48段cm／衆院委テレ東社長が陳述◎テレ東社長他 1名

[投書欄] 病気にならないポケモン作って20段cm（小学生 8）

25日朝刊 [コラム] ニュースの読み方・荻野祥三（同紙記者）44段cm／ポケモン問題／待たれるデジタル時代の基準

26日夕刊 [社会] NHK光刺激の危険性 民放に知らせず50段cm／2年前のCG、専門医指摘／自らは使用禁止に◎NHK広報室他 1名

[社会] 児童にせがまれ教室でポケモン20段cm／横浜で女性教諭

27日朝刊 [総合] 「ポケモン」対策で初会合・伊藤智永（同紙記者）20段cm／来年3月郵政指針／厚生も医師ら症例研究

[投書欄] ポケモン熱中の子供批判しても18段cm（学生19）

31日朝刊 [社会] 「ミュウ」と冒險に出よう・小野博宣（同紙記者）24段cm

<日本経済新聞>

17日朝刊 [社会] 「ポケモン」みてけいれん128段cm、写真（問題のシーン）9段cm／TVで放映、子供500人以上病院へ／ポケットモンスター／「内容確認急ぐ」テレビ東京広報部長◎浦本紘

17日夕刊 [社会] 120人超す子供入院（横）165段cm／「ポケモン」被害651人が病院へ／郵政省午後テレビ東京聴取／「光過敏性」と関連か／強烈な光刺激、脳が興奮／ゲームソフトは「問題ない」任天堂取締役／問い合わせ殺到「原因は調査中」テレビ東京／TVゲームで問題に◎清野昌一他 8名

18日朝刊 [一面] 春秋24段cm

[社会] 原因究明揺れる制作現場 154段cm、写真（編成専任局長会見）18段cm／「ポケモン被害」テレビ東京を郵政省が聴取／特殊技法はないが…／専門医、指針作りに動く／きょう理事会、対応策を協議・民放連◎品川万里他 6名

18日夕刊 [社会] 調査結果を見て今後の放映判断・ポケモンでテレビ東京30段cm／NHK番組でも3月に4人被害◎テレ東

19日朝刊 [社会] 「ポケモン」被害（横）光刺激で発作解明へ144段cm、写真（民放連副会長会見）18段cm／厚生省、専門家の研究班／年度内に報告書／「ポケモン」放送中止決定相次ぐ／再開は来春以降か／民放連アニメ新基準作りへ／テレビ東京・調査チーム発足／光感受性発作◎山内俊雄他 2名

19日夕刊 [社会] 調査チームが初会合32段cm／「ポケモン」でテレビ東京／共同ガイドライン設定など検討合意・NHK・民放連両会長◎テレ東幹部

20日朝刊 [社会] 「ポケモン」の放送全国37局見送り11段cm

20日夕刊 [社会] ポケモン問題米政府も懸念26段cm◎マカリー米大統領報道官

23日朝刊 [社会] テレビ東京「ポケモン」調査終了まで放送中止22段cm

24日夕刊 [社会] ポケモン問題（横）「被害、衷心よりおわび」42段cm、写真（テレ東社長）14段cm／衆院通信委社長招致◎テレ東社長

25日朝刊 [社会] 「点滅画像など放送を慎重に」民放申し合わせ10段cm

26日夕刊 [一面] 鐘24段cm

27日朝刊 [社会] ポケモン問題で光刺激本格調査 厚生省研究班初会合24段cm

<産経新聞>

17日朝刊

一面トップ 「ポケモン」見て倒れる（横）147段cm、カラー写真（問題画面 2枚の説明）34段cm／22都道府県で500名越す／テレビ東京人気アニメ光る画面後けいれん／「光過敏性の発作」か／ポケットモンスターと光過敏性の発作の解説

社会 ピカピカ光って…（横）180段cm、写真（浦本広報部長記者会見）36段cm／「目の前真っ白」突然倒れ、泡を噴き／「透過光」効果強すぎた／集団ヒステリーか／テレビ東京に問い合わせ殺到©おたっきー佐々木他 3名

17日夕刊 **一面** ポケモン被害130人以上が入院、救急搬送651人警視庁など調査へ60段cm©郵政省放送行政局

総合 色彩フラッシュ部分が原因？ポケモン被害（横）180段cm、写真（報道資料を配布するテレ東）16段cm／番組後半の 4、5秒／テレビ東京見解調査チームで究明／刺激強い画像に専門家が警告／調査に追われる小中学校／任天堂など関連株急落©前田泰史他 3名

18日朝刊 **一面** 産経抄27段cm

主張 ポケモン被害全国的な実態調査が先決42段cm
社会 ①僕らのヒーローに思い複雑（横）250段cm、写真（切り抜きに追われるテレ東）27段cm／「終わっちゃいや」「もう見たくない」医師ら“危険な映像”指摘／ポケモンパニック／厚生省、追跡調査へ／戸惑う制作現場／色彩点滅やフラッシュ「特別な技法でないのに」／映像「刺激あった」テレビ東京会見で陳謝©盛武源他 5名

②放送中止相次ぐ60段cm／38話以外も配給の地方局16社／NHKの番組でも症状／今年 3月静岡で 4人

地方版 ポケモン被害88人が欠席16段cm

18日夕刊 **総合** ポケモン録画見て倒れる27段cm／全国でテレビ東京来週放映中止

19日朝刊 **社会** 背景に企業戦略？ 200段cm、写真（ピカチュウの縫いぐるみ売場）18段cm／ポケモンパニック／関連グッズ売り込み映像、より刺激的に／厚生省、月内に研究班設置／民放連、アニメ新基準づくりを検討©吳智英他 2名

20日朝刊 **社会** “電腦社会”に行政追いつけず 105段cm／ポケモンパニック／映像表現上の問題に現行法での対応困難／全テレビ局が放送中止決定／緊急避難的基準を来週早々にも策定 テレビ東京©田島泰彦他 2名

23日朝刊 **総合** 曽野綾子の自分の顔相手の顔 44段cm／ポケモン騒ぎ／テレビ局が責任感じる必要ない
メディア欄 光けいれん誘発の条件揃う・清野昌一88段cm／ポケモン映像を医学的に検証／予防へ個々の症例検査必要／光けいれん反応／英国での警告／発作予防対策

投書欄 ①子どもを強い刺激から守って44段cm（自営業男38）
 ②アニメ放送はチェックが必要30段cm（精神科医男48）

24日朝刊 **メディア欄** ①「ポケモン」パニック米国では起こらない48段cm／日本の「アニメ」放映されず「先鋭的、大人向け、暴力的」(U.S.A.ツデー特約)
 ②「ポケモンやめないで」FAX 200通母親からも32段cm／アニメ情報ラジオ番組にエール殺到
 ③電子映像発作兵器開発に応用16段cm／米誌が報道（ワシントン時事）

24日夕刊 **総合** ポケモン問題参考人質疑アニメに「効果」必要39段cm／テレビ東京社長 英国での被害は認識

25日朝刊 **社会** ポケモン問題埼玉は15800人被害50段cm／「目がパチパチ」など軽い症状含め／民放連「点滅画像慎重に」／再発防止へ申し合わせ©武田圭策

25日夕刊 **娯楽** コラム芸能直言・麻生千晶作家26段cm

26日朝刊 **社会** NHK教育アニメ被害9件12人に拡大27段cm／ポケモン問題参院通信委

27日朝刊 **社会** 発作の子どもを問診へ55段cm／厚生省研究班原因究明へ初の会議／郵政省「検討会」も再発防止初会合／民放連特別部会

メディア欄 「この1年下半期」16段cm、写真（キャラクターとピカチュウの絵）14段cm／大みそかに予定されていたアンコール特番も中止

■特集3・FCTフォーラム記録

子ども番組とメディア・リテラシー

1998年1月24日 於フォーラムよこはま

メディア・リテラシーを獲得し、メディアをクリティカルに読み解く上で、「社会的文脈とは何か」を知ることは重要である。今回のフォーラムでは、第一部で、その社会的文脈の一つとして「制作者の置かれている立場を知る」ということから、映像ジャーナリストである熊谷博子さんに制作現場について報告していただいた。また第二部として、昨年起こった「ポケモン事件」に関して、現在FCTが行っている新聞報道分析の経過報告をした。後者については本誌で報告しているので、ここでは熊谷さんの話を中心にまとめることにする。

熊谷博子さんは20年にわたり社会問題のドキュメンタリー制作経験を持つベテラン。日本映像記録センターで「知られざる世界」という番組のディレクターを10年務めた後、日本初の映像ジャーナリストとして独立した。その経緯について、相手（取材対象）との関係づくりを大切にする必要性と、新聞で報道される小さな記事がテレビ番組では取り上げられにくいことに気づき、映像も活字も使いこなせるジャーナリストになりたかったと説明する。

制作現場における問題は、熊谷さんが報告した経験談の中に多く見受けられる。まず、スポンサーである企業の意向がどのように番組に影響しているか、ということの例として国際問題との関連で放送中止になりかけたことや、ドキュメンタリー番組のタイトルを変更しなければならなかったことを述べた。このような関係はスポンサーに限らず、放送局との間にも存在している。その典型的な例は制作者の名前が番組で紹介されない（作り手の顔が見えない）ことであり、熊谷さんは「制作者のやる気をそぐ」ようなシステムであると指摘た。

しかし、視聴者の側にも問題はある。番組放送後、デスクへの電話は内容に対する感想ではなく、

問い合わせがほとんどだという。「どこに行けばその人に会えるか」といった視聴者の反応に、制作者として「むなしさ」を強く感じる熊谷さんは、多くの人がメディア・リテラシーを獲得し、視聴者が番組に対してきちんと反応してくれることを望んでいる。

また、震災後の報道にも触れ、「復興する神戸」と題したテレビニュースで子どもたちが元気に駆け回る姿を伝えた番組があったが、その現場は全く震災の被害にあっていない小学校であったこと、テレビ中継用のヘリコプターの音で助けを求める声が聞こえなかっこと、その降下で火が煽られたことなど、マスコミ報道への苦情がようやく最近になって神戸で聞かれるようになったと報告し、災害時における取材のあり方や、そのような苦情に対する責任の所在があいまいとなっていることが改善されるべきだと述べた。

一周忌の法要の場にいた熊谷さんは、泣いている人を取り囲んだり、祭壇の前までいってカメラを構えるマスコミの姿を目の当たりにし、自身のカメラをマスコミに向け、その取材の有り様を撮影し始めた経験を語った。そして最後に、メディア・リテラシーの獲得によって制作のあり方について様々な問題提起をしていく必要があると述べた。

このような「現場」の話は、テレビ番組制作者のフラストレーションを感じさせる。特にマス・メディアのシステム自体を改善する必要性は、フォーラムの他の場面でもしばしば指摘されていた。制作現場の報告からメディア・リテラシーを考える今回のフォーラムは、「能動的な読み手として制作者に意見を発信する」といった行動が番組づくりの改善につながっていく可能性を強く感じさせるものであった。

(まとめ 関根里砂)

■特集 4

ひとびとのコミュニケーション憲章 The People's Communication Charter

この憲章は、世界各国に存在する検閲や、情報への限定されたアクセス、歪曲された情報、ジェンダー、民族に対するステレオタイプなイメージなどを是正し、私たちのコミュニケーション環境をより良いものにするための第一歩として創られた。今、私たちに求められていることは、市民一人一人が自分たちの文化的環境を形づくるために積極的に行動していくことである。この憲章は市民が社会に能動的、批判的に参加し、お互いにコミュニケーションしていく際に、共通の枠組みとなるように作成されたものである。

この憲章の発案者はコミュニケーションと人権センター（オランダ）、第三世界ネットワーク（マレーシア）、AMARC—世界コミュニティ・ラジオ放送者協会（カナダ／ペルー）、そして文化環境運動（CEM: the Cultural Environment Movement）（アメリカ）である。

ここに訳出された憲章は1996年3月15日から17日にセントルイスで行われた文化環境運動の創立会議で検討され、討議されたものであり、原文は、<http://www.waag.org/pcc/eng/charter-eng.html>で入手可能である。

前文

私たちこの憲章の署名者は、次のことを確認する。

コミュニケーションは全ての個人の生活とコミュニティにとって基本となるものである。

全てのひとびとは、コミュニケーションに参加し、社会における、また社会間のコミュニケーションに関する意思決定に参加する資格をもつ。

世界のひとびとの大多数は、生存およびコミュニケーションのための最低限の技術的資源すらもつていない。彼らの半数以上は一度も電話をかけたことがない。

メディアの商業化とメディア所有の集中化は公共圏を侵食し、民主主義に必要な意見の多元性や

文化的表現や言語の多様性などの、文化および情報のニーズに対応していない。

大量かつ広範なメディア暴力は社会を分極化させ、葛藤を激化させ、恐怖や不信を生み出し、ひとびとを脆弱かつ依存的にする。ステレオタイプな描写は私たちすべての人を歪めて表現し、もつとも傷つきやすいひとびとに烙印を押す。

それゆえに、私たちはこの憲章を批准し、民主的な国々や国際法において遵奉されるべきコミュニケーションの権利と責任を定義する。

ひとびとのコミュニケーション憲章

第1条 尊敬

全てのひとびとは、尊厳、全人格性、アイデンティティ、非差別という人間の基本的権利により、尊敬をもって扱われる権利をもつ。

第2条 自由

全てのひとびとは、政府や商業的な支配から独立したコミュニケーション・チャンネルにアクセスする権利をもつ。

第3条 アクセス

これらの権利を行使するために、ひとびとは、在来の、および発達したコミュニケーション・チャンネルとなる地域的、世界的な資源や施設に公平かつ平等にアクセスできなくてはならない。アクセスの目的は、通常使用しており、理解できる言語で様々な意見、情報、理念を受容すること、多様な好みや関心に応じて立案された幅広い一連の文化的生産物を受容すること、メディアの所有や情報源に関する事実へのアクセスを容易にすることである。情報へのアクセスの制限は、国際人権基準により規定されている場合や、民主的な社会や他人の基本的な権利を保護するために必要な場合などのしかるべき、やむをえない理由があるときにのみ許容される。

第4条 独立

自立したコミュニケーション構造の発達に対して、ひとびとが参加し、貢献し、そこから利益を得る権利を現実のものとするためには、独立したメディアを発展させるための国際的な援助、メディアで働く者のための訓練プログラム、独立性および代表性のあるジャーナリストの連携組織や連合、労働組合の設立、編集者や出版社の連携組織の設立、国際的な基準の採択などが必要である。

第5条 リテラシー

全てのひとびとは、公共の論議やコミュニケーションに十分に参加するために必要な情報と技能を獲得する権利をもつ。そのためには、読み、書き、語ることの習熟、メディアへの批判的な意識、コンピューター・リテラシー、および社会におけるコミュニケーションの役割についての教育が必要である。

第6条 ジャーナリストの保護

ジャーナリストは、国際人道法を含む法による完全な保護を、特に紛争地域において与えられなければならない。ジャーナリストは、情報源へ安全で制約なくアクセスができ、必要なときは国際機関を通じて改善を求めることができなければならない。

第7条 反論および救済の権利

全てのひとびとは、反論権、およびメディアの誤った情報による損害に対して刑罰を要求する権利をもつ。個人は自らに関して述べられたことで、その訂正が正当な利害にかかわるものについては、遅滞無く、訂正する機会をもたなくてはならない。このような訂正是、もとの表現と同程度にはっきりと示されなければならない。情報提供者が故意に不正確な、または誤解を招きやすい、損害を与えるような情報を広めたと法廷が認定した場合、もしくはそのような情報の伝達を促進したと認定した場合、国家は証明された損害に対して刑罰を課したり、訂正を要求したりしなければならない。

第8条 文化的アイデンティティ

全てのひとびとは、自らの文化的アイデンティティを守る権利をもつ。ここには、ひとびとの文

化的発展への希求の尊重、自身が理解できる言語による自由な表現への権利の尊重が含まれる。ひとびとの文化的空間や遺産を守る権利は、他の人がもつ基本的権利やこの憲章の他の条項を損なうものであってはならない。

第9条 言語の多様性

全てのひとびとは、言語の多様性に対する権利をもつ。ここには、自らの言語で自分を表現し、また情報にアクセスする権利、国家により財政援助された教育機関において自分自身の言語を使う権利、および必要に応じて少数派の言語を使用するために創られた適切な機会を利用する権利が含まれる。

第10条 政策立案への参加

全てのひとびとは、情報の提供、知識の発達と利用、文化の保全や保護および発展、コミュニケーション技術の選択と応用、およびメディア産業構造とメディア政策にかかる公的な意思決定に参加する権利をもつ。

第11条 子どもの権利

子どもは、子ども自身のニーズや興味に応えるように、かつ子どもの健全な身体的、精神的、情緒的発達を促すように企図されたマス・メディアの生産物を求める権利をもつ。子どもは子どもを傷つけるようなマス・メディア生産物から保護され、家庭、学校、遊び場、仕事やビジネスの場における商業的なその他の搾取からも保護されなければならない。国家は子どものために、子どもたち自身の言語による質の高い文化的で娛樂的な素材を制作し、広く行き渡るよう方策を講じなければならない。

第12条 サイバースペース

全てのひとびとは、サイバースペースに対して普遍的にアクセスし、公平に利用する権利をもつ。ひとびとのサイバースペース上での自由で開かれたコミュニティに対する権利、電子的な表現の自由、および電子的な監視や侵入からの自由は保護されなければならない。

第13条 プライバシー

全てのひとびとは、公共の利益に関わりのない

主張の公表、私的な写真やその他の私的なコミュニケーションの許可無しの公表、もしくは秘密裏に提供された、または入手した個人的な情報の公表から保護される権利をもつ。個人的な、または職務上でのコミュニケーションや業務取引から構築されたデータベースは、許可なく商業目的または一般的な監視目的に使用されてはならない。しかしながら、各国はプライバシーの保護が不适当に表現の自由や正義の執行を妨げないように配慮すべきである。

第14条 危害

ひとびとは、メディアが積極的に憎悪、偏見、暴力、戦争への扇動に対して立ち向かうことを要求する権利をもつ。暴力を正常なものとして、「男性的な」ものとして、あるいは娯楽的なものとして提示してはならず、暴力の真の帰結や、暴力に替わる選択肢が提示されなければならない。この他に人間の尊厳や全人格を侵害するもので避けるべきものとして、ひとびとの人生の現実や複雑さを歪曲してしまうステレオタイプなイメージがある。メディアはジェンダー、人種、階級、民族、言語、性的志向、身体的または精神的状況をもとに、ひとびとを軽侮したり、烙印を押したり、悪魔化して描いたりしてはならない。

第15条 正義

ひとびとは、裁判の取材においてメディアが法手続きの基準を尊重するよう要請する権利をもつ。これが意味するのは、有罪の判決の前に有罪を推定してはならないこと、被告その他のプライバシーを侵害してはならないこと、刑事裁判の進行中にリアルタイムでその裁判をテレビ中継してはならないことである。

第16条 消費

ひとびとは、有用かつ事実に基づいた消費者情報を得る権利を持ち、誤った情報や歪められた情報から保護される権利をもつ。メディアはニュースや娯楽を装った販売促進(インフォマーシャル、さりげない商品配置、キャラクター商品、玩具を使用する子ども番組など)を避け、不経済で、必要かつ有害な、または環境を破壊するようなニ

ーズ、欲望、製品、活動などを作り出すことを避けなければならない。必要なときは、それらの問題を究明し報道しなければならない。子ども向けの広告は特によく吟味されなければならない。

第17条 説明責任

ひとびとには、一般市民に対して、また、この憲章で確立された基準の遵守に対して、説明責任をもつことをメディアに要求する権利がある。メディアはそのために様々な機構を設けなければならない。この基準を守るためにとられた方策が機能するように見とどけ、責任を持って説明することができる自主的調整機関がこれに含まれる。

第18条 実行

この憲章を署名者との審議を通して公表するために、全国的・国際的な機関が組織される。この機関の目的は、できるだけ多くの国々で、また国際法上で、この憲章を履行すること、ここにあげた基準に照らし各国とメディアの行為を調査し評価すること、違反に関する苦情を受け付けること、適切な救済方法について助言をすること、この憲章の定期的な見直し、発展、修正のための手続きを確立することである。

この憲章の立案に初期から携わってきたシーザー・ヘムリンクは次のように述べている。

「ひとびとのコミュニケーション憲章は、情報の流れに対して強い要求をしている。この憲章は、情報の流れの質はあまりにも重要であり、政府や市場に任せておけないという問題意識から社会的に活動しているひとびとが創り始めたものである。これは、情報と文化に関して批判的に活動する世界中の市民グループのガイドラインとして利用されるよう起草されたものである。この憲章は新しい理念や意見に対して開かれており、これを改定していくプロセスに多くの人が参加することを望んでいる。」

Cees J.Hemelink, PCC,
p/a Society for Old and New Media,
Nieuwmarkt 4, 1012 CR
Amsterdam

(文責／訳責：FCT)

市民の メディア・ネットワーク

<子どもの権利条約 NGO報告書出版>

子どもの権利条約を批准した各国政府は「国連子どもの権利委員会」に対して、自国の子どもの権利をめぐる状況を報告することが義務づけられている。報告書の作成にあたって1996年4月に結成された「子どもの権利条約 市民NGO報告書をつくる会」（略称つくる会）は、政府に対し市民NGOとの対話、協力を要請したが、政府はこれを拒否した。「つくる会」には全国から約100のNGOと200人近い個人が会員として集まり、約1年半をかけて様々な分野から情報を集め、政府報告書に対するカウンターレポートとしての「市民・NGO報告書」を作成した。

報告書は、市民・NGOがそれぞれの立場から作成した「基礎報告書」と、これに基づいて起草委員会が作成した「統一報告書」の2つの部分から成り立っている。「つくる会」ではこの両者の合体したものを日本からの「子どもの権利条約市民・NGO報告書」として1997年5月国連子どもの権利委員会に提出した。報告書は国内に向けて「“豊かな国”日本社会における子ども期の喪失」と題して、花伝社から出版された。主な内容はデータバンクにて紹介。

<GCN、総理府「男女共同参画2000年プラン」にコメントと対案を発表>

GCN（ジェンダーとコミュニケーション・ネットワーク）は、ジェンダーとコミュニケーションの現状に変革をつくりだすために研究／調査・教育・ジャーナリズム活動を行なっている。1998年1月総理府が発表した「男女共同参画2000年プラン」に対して、GCNはコメントと対案（「女性とメディア」に関するGCNプラン）を発表した。

コメントでは「2000年プランでは、『表現の自由』をメディアの権利としてしかとらえず、

市民の権利として見ていないので、女性の人権が『表現される側の人権』の問題に限定され」、女性の表現の自由・メディアへのアクセスの問題が軽視されていると指摘している。メディアへの女性の参画率が世界でも例を見ないほど低く、メディアの表現内容には性別役割分業観や性差別的な表現、暴力表現が少なくないことから「女性は言論表現の歴史に学びつつ、権力による規制に頼ることなく、メディア機関と緊張に満ちた協力関係を結びながら、ともにこれから市民社会にふさわしい人権への配慮をともなった表現を作り出す責任を負っている」とし、問題解決策の基本は「メディアへの女性のアクセスとメディア・リテラシーの取り組みの推進」にあるとしている「GCNプラン」は「北京行動綱領に立ち返ってメディアと女性の人権についてのより幅広い内容をもつ行動計画」であり、「市民とNGOが自主的に活動する際に役立つわかりやすく具体的な行動計画」を目指したとしている。2つの柱として（1）女性の表現と意志決定へ女性の参加・参画とアクセスの増進（2）メディア内容の変革、をあげ、それぞれの目標と、市民・NGO、メディア機関、政府・地方自治体・公共機関の役割と相互の関係について詳しく述べている。

問い合わせ email(GCEO2531@niftyserve.or.jp)

<人権と報道連絡会、犯人視報道の問題を指摘>

人権と報道連絡会ニュースNo.122、123はニュース報道の相次ぐ犯人視報道をとりあげ、警察のリークをチェックせずに流すメディアの体質と、市民社会に広がる深刻な報道被害を指摘している。97年東京付近で起きた「連続通り魔事件」では、別件で逮捕された青年が犯行を「自供」したと報道されたが、後日青年は事件との関わりを否認、捜査員の誘導による虚偽自白である疑いが持たれている。96年には学習塾経営者が、データクラブの従業員と誤認逮捕され「教え子に売春斡旋」などと報道された。学習塾経営者は捏造された自白調書をもとに有罪判決を受けたとして、最高裁に上告している。

（担当 中野恵美子）

FCT

データ・バンク

一 国 内 篇 一

●特集・新聞と新聞学の再生「新聞研究」No. 558、1998年1月号。

「新聞の現状打破とアカデミズムの役割」(桂敬一)、「ジャーナリズムをめぐるく空気の変容と新聞学」(浜田純一)、「新聞を『学』することの困難と希望」(花田達郎)、「新しい新聞学への脱皮」(武市英雄)「世界に通ずるモデル確立のために」(柴山哲也)、天野勝文、林利隆、藤田博司らによる座談会「大学と新聞の現場の広範な交流に向けて」など。

浜田純一は、新聞のく啓蒙く機能の弱体化を指摘し、新聞の「議題設定機能」は失われていないが、議題設定後に人々をどう方向づけていくかという点でかつてほどの「権威」が社説などから失われている状況を示唆している。

その背景には東西冷戦の解消による脱思想化・脱イデオロギー化により、日本社会が経済的、社会的に一定の安定期に入ったという事情がある。「新聞」と「新聞学」が直面しているこのような問題に対し、今日の社会の政治・経済状況や社会的仕組みの大きな変化、人々の意識の変化を考慮することが不可欠であると筆者は述べている。また、このような時代のく空気くはジャーナリズムにとって居心地のよいものでないとながらも、そのようなく空気くをプラスに取り込む姿勢をジャーナリズム側が用意すること、かつ、それを支援できる枠組みをこれからのが「新聞学」において構築することが重要であると説く。そして、新聞にく息をつく余裕くを認め、生き生きとしたジャーナリズム活動を保障することが重要であるという。このために、新聞の「開かれた」主体性による倫理水準の形成が重要なポイントであるとし、この試みとしてアメリカのくパブリック・ジャーナリズムく運動に注目している。

また、メディア・リテラシーを読者が習得することも重要であると指摘している。人々がメディア・リテラシーを備えることは、新聞のある程度の過ちを読者がそのまま受け止めず自立的に判断することを可能にし新聞の活動の余地を広げることになる。

主体的な情報選択が求められる今日の情報環境では、より広いテーマとしてのく情報リテラシーくの問題が評価されるとともに、インターネットの発達により増加している「メディア表現者」の育成に「新聞学」は寄与すると結論づけ、新聞ジャーナリズムと新聞学という学問を情報そのものの分析に限定せず、大きな文脈の中で捉える必要性を訴えている。(R)

●特集・地方分権とジャーナリズム、「総合ジャーナリズム研究」No. 163、1998年冬号。

地方分権の時代にジャーナリズムが「意識の地方分権構造」化に働きかける責務、特に地方ジャーナリズムのリードがこの国のジャーナリズム全体を左右する、という問題意識に立って特集されている。

執筆者は稻葉三千男(東久留米市長)、山田吉孝(NHK解説委員)、久保田裕之(北海道新聞社政治部記者)、松本誠(神戸新聞情報科学研究所研究調査部長)、安藤欣賀(中国新聞論説副主幹)、横野俊徳(山陰中央新報報道部記者)。

松本は、阪神・淡路大震災における政治と行政の対応や被災者の救援・救済策の問題を指摘し、被災者と現場に最も近い地方自治体が、震災の復興期に中央集権的システムの枠内で生活再建や復興に対処する現状にうんざりした、という。

昨今の市民運動に自己決定、自己責任の原則にもとづく分権型社会の行動原理をみる筆者は、その動きを発信することがジャーナリズムの役割であると指摘している。

安藤は、地方自治実現にむけた活動について報告している。地方自治体の首長らを講師に招き、地方分権

の推進状況などについて勉強会を重ねているうちに筆者が気づいたことは、地方分権を言いながら、実際の議論が中央で行われている現状であった。

これから住民主体の地方行政が実現されるために地方のジャーナリストがその基盤づくりを支援する必要があると結論づけ、行政の意識改革、住民の主体回復に努める任務を果たす目的での勉強会の積み重ねに意義を見出している。(R)

●NGOの登場は?—日常生活中のテレビ、柄澤健史「ヒューマンライツ」No. 118、1998年1月号。

昨年12月の「温暖化防止京都会議」の様子を伝えたテレビニュースは、新聞と比べ、NGOの活動内容を伝えることは少なかった。

筆者は、12月8日のNGOフォーラムに参加した。その日の活気ある議論に接し、市民の環境問題への取り組みによる社会変革の可能性に、メディア・リテラシーの取り組みとの共通点を見出す。

しかし、その夜のテレビニュースはNGO会議ではなく、ゴア米副大統領の演説と、各国のCO₂の削減率ばかりに終始したことに関しては、日ごろからメディアがNGOの活動を取り上げていたならオーディエンスもそれまでとは違った視点を持って報道を見ることが出来たのではないかと考える。

また、インターネットでNGOが情報を発信している今、新聞やテレビでも「市民の側に立った視点」でNGOの活動を積極的に映し出すことが出来たのではないかと述べ、ニュースの取り上げ方に疑問を投げかけている。(J)

●“豊かな国”日本社会における子ども期の喪失、子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会、花伝社、1997年10月。

日本政府が、国連子どもの権利委員会に提出する「政府報告書」に対する「代替報告書(カウンターレポート)」として、市民グループが作

成したレポートが出版された。

序・I部・学校において子どもの権利は尊重されているか／II部・子どもの健康と生活文化への権利は尊重されているか／III部・子どもの家族、福祉についての権利は尊重されているか／IV部・少年司法において子どもの権利は尊重されているか／V部・特別なニーズを持つ子どもたちの権利は尊重されているか／VI部・子どもの権利条約の原則からみた問題と課題、と資料編からなる。

VI部では「子どもの市民的権利と自由」と題して教科書検定制度、校則などによって子どもの市民的自由は制限されていると指摘する。また自己の権利に関する情報が不足していること、「有害情報」については保護の面だけが強調され「子ども自身が情報を判断し批判する力を培う方策については全く触れられていない」と述べ、情報へのアクセス権が制限されているとしている。

こうした現状に対して、子どもの表現の自由を禁止する措置を行わないこと、人権侵害に対する対応手段、救済手段などの情報を提供すること、「有害情報」からの保護に関して住民の活動や自主規制、子ども自身の判断力の育成という方策を基本にすべき、もっぱら警察権力に依存して取り締まるという現状を改善すること、などを提案している。(E)

●メディアをいま人権から読む、中川健一「ヒューマンライツ」No.118、1998年1月号。

共同通信記者の連載記事。彼は96年4月号で、部落の死者が全体の死者の2倍に上ることや、多くのマスコミが震災と部落差別について取り上げていないことを既に指摘していた。本誌では、神戸新聞が97年9月に企画した「震災と被差別部落ー3年め初秋の報告」と題した8回の連載記事を紹介している。

その内容は①天災の被害を受けやすい危険なところに部落が歴史的に立地されてきた。②部落内外の400人の被災者が、芦屋市隣保館での共同生活を通して、偏見が崩れる兆しが出てきたこと。③遅々として進まぬ住宅復興や改良工事④雇用に関する深刻さ⑤就職差別など。

それらの具体的な差別の実例に憤り、3年めを迎えた今も、被災地の真の支援が重要であると結んでいた。

(J)

い、番組の中で隠され、歪められた視点をわかりやすく提示している。

これらの制作を手がけるプロデューサー13人は、全て無報酬のボランティアスタッフで、制作費も200ドルを超えることはめったにないという。このような活動の活性化に伴い、市民のニーズを汲み上げる手法のシビック・ジャーナリズムを取り入れはじめるメディアや、メディア・リテラシーをカリキュラムに取り入れる学校も増えてきたと筆者はいう。

この記事の執筆に際しFCTが取材協力をを行っているがそれに関する記述が全く無い。市民の活動を論じているだけに、矛盾を感じる。(R)

●「アメリカの市民とメディア～パブリック・アクセス・チャンネルの現況～」、アメリカの市民とメディア調査団、1998年1月。

多種多様なアメリカのパブリック・アクセス・チャンネルの現況を取材した報告書。連邦・自治体関連の通信委員会やパブリック・アクセスチャンネルを運営する団体、放送局など、全米29の団体を取材している。各組織の概要や業務内容、財源、ワークショップなどの活動など、多方面にわたる報告。アメリカの現況を知るための手がかりとなる。

(R)

●アメリカ現地ルポ・メディアを監視する草の根団体、菅谷明子、「中央公論」1998年1月号。

米国の規制緩和によって巨大企業のメディア買収が相次ぐなか、親会社のニュース部門への影響が問題となっている。ある調査結果では、自社に不利なニュースを操作しようとした広告主が74%、実際に変えてしまったのは40%もあったという。

このような現状に対し、各種メディアに目を光らせる番組、メディア・ウォッチドッグの役割を果たすFAIRは、「建設的な批判を提供し、ニュースが公正かつ正確に報道されているかどうかをチェックすること」を任務とする。

FAIRの財源は隔月雑誌とニュースレターの購読料、個人の寄付金などで、企業からの寄付は受けていらない。政治的にも商業的にも完全に独立しているため、報道の問題点を名指しで遠慮なく指摘できるのが強みだという。

ペーパータイガー・テレビは、ニュースの検証番組を作成する草の根ビデオ制作集団。商業的・政治的制約を受けずにケーブルテレビが市民に無料で開放するパブリック・アクセス・チャンネルを通して放送を行っている。ペーパー・タイガーの番組は、既に放送されたニュース番組に字幕やコメントを加えて検証を行

●子どもとメディア、「モノグラフ・小学生ナウ」Vol17-2、ペネッセ教育研究所、1997年11月。

テレビゲームとパソコンの出現が子ども達の世界にどのような変化をもたらしたかを調査している。

友人づきあいを不得意とする子どものテレビゲームに対する志向性の高さや、マルチメディアに対する男女の捉え方の相違などが、多様な質問項目のグラフによって示されている。

(R)

FCT市民のメディア・フォーラムはテレビの作り手、視聴者、研究者が立場を超えて集い、より良いテレビの実現をめざして実証的研究と実践活動を積み重ねていくためのひろば=フォーラムとして1977年10月に創設されました。その運営は創設以来、事務局スタッフ及び会員のボランティア、全国の会員からの会費とカンバ、定例のFCTフォーラム（公開の研究会）参加費、および調査研究報告書や季刊情報誌fct GAZETTE（ガゼット）等のオリジナル出版物販売からの収入によって行われています。

FAX事務局 045-941-8214